

岩手県告示第259号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年4月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 大船渡市三陸町越喜来字沖田1の1、2の2、3の1、10の2、11の1、11の4、25の2、26の1、27の3、40の3、41の2、字杉下82の1、82の28、字泊5の2・7の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。